

世界農業遺産「大崎耕土」副読本作成業務仕様書

第1 委託業務名

世界農業遺産「大崎耕土」副読本作成業務

第2 委託期間

委託契約締結の日から平成32年3月16日（月）まで

第3 業務の目的

本業務は、世界農業遺産に認定された「大崎耕土」の世界的に重要な農業システムと、それを築き上げた先人の知恵と絶え間ない努力を次世代に伝え、誇るべき郷土の宝として継承していくことの大切さについて、一層の理解促進を図るため、1市4町の児童を対象とした世界農業遺産副読本（以下「副読本」という。）を作成するもの。

第4 対象地域

宮城県大崎地域1市4町（大崎市、色麻町、加美町、涌谷町、美里町）

第5 委託業務の内容

1 業務方針

- (1) 新学習指導要領を踏まえた編集内容とする。
- (2) 児童が興味・関心を持ち、外部へ持ち出しての活用等、意欲的に学習に取り組めるような内容とする。
- (3) ユニバーサルデザインに配慮した紙面構成とする。
- (4) 「音訓の小・中・高等学校段階別割り振り表」（平成23年3月 文部科学省）に照らし、割り振られている漢字を使用して校正を行う。

2 副読本の執筆・編集・デザインに関わる業務

- (1) 小学校の中・高学年（3～6年生）が各個人で使用することを想定して編集する。別添の（副読本資料第1号）「教科書の単元と世界農業遺産副読本との関連（案）」などをもとに、原案・レイアウト案を作成し、編集・デザインを行うこと。
なお、世界農業遺産副読本編集会議（以下「編集会議」という。）において、上記の原案のチェック、加筆修正を行うものとする。そのほか、読み物（コラム）等を執筆する。編集会議における作業は7～9月を想定している。
- (2) 社会・理科等の小学校教科書の記載内容に照らして編集を行うこと。
- (3) 編集会議が集めた資料・データ等を、児童が理解しやすいように、わかりやすく編集・デザインを行うこと。
- (4) 編集会議が収集しきれない写真・データ等を入手すること。
- (5) 必要なイラストについては、編集会議のイメージに沿い、作成・加工すること。
- (6) 想定するイラスト作成点数は、大40点、中60点、小15点程度とする。
- (7) 第三者の著作物を使用するときは、受託者の負担で著作権処理を行うこと。著作権使用料については、受託者で交渉解決するものとし、著作権者に支払う必要な費用は、委託経費に

含むものとする。また、本印刷物の他に、w e b サイトにて二次活用する可能性があることも想定すること。

3 校正

(1) 校正回数は以下のとおりとする。

ア レイアウト校正 1 回想定

イ 内容・文字校正 3 回想定

なお、内容校正について、大崎地域世界農業遺産推進協議会が指定する専門家（5 人程度を想定）への依頼を含むものとする。

ウ 色校正 2 回想定

4 副読本の印刷・製本に関わる業務

(1) 基本仕様は次のとおりとする。

ア 寸法 A4

イ 項数 40 項（表紙・裏表紙を除く。）想定

ウ 教材 1 テーマごとに 2～4 ページ程度とする。

エ 色数 表紙・裏表紙・本文ともカラー

オ 用紙 表紙：アートポスト四六版 160Kg, 本文：マットコート四六版 90Kg

カ 製本 無線とじ

(2) 作成部数は次のとおりとする。

ア 10,000 部

5 納品

(1) 納品方法

ア ダンボールに入れて梱包すること。

イ 大崎地域世界農業遺産推進協議会が指定する場所へ、指定する冊数を直接納品すること。また、配送後の残部については、大崎地域世界農業遺産推進協議会が指定する場所、日時に納品すること。

ウ 納品と同じ内容の電子データ（PDF 形式及び印刷版下データとして使用できる形式）も大崎地域世界農業遺産推進協議会が指定する場所・日時に納品すること。

(2) 納品場所

1 市 4 町の各小学校（44 校），宮城県北部教育事務所，各市町教育委員会，大崎地域世界農業遺産推進協議会（事務局：大崎市産業経済部世界農業遺産推進課）等

(3) 納品期限

平成 32 年 3 月 16 日（月）

6 編集会議の運営支援

(1) 編集会議（複数回の開催を想定）に参加し、副読本作成に協力すること。

(2) 編集会議等で使用する副読本原稿資料等を大崎地域世界農業遺産推進協議会の求めに応じて必要部数を準備すること。

第6 業務実施体制

1 実施責任者の配置

本業務の進捗を適切に管理できる実施責任者を1名配置すること。

2 業務実施計画書等の作成

業務の実施計画書及び進行表等を作成し、業務全体のスケジュール管理を行うこと。

第7 成果品

本業務の成果物として以下のものを作成し、業務完了報告書に添付して提出すること。

1 報告書 2部

2 電子データ 2部

第8 その他

- 1 業務の遂行に当たっては、個人情報保護に係る法令等に準拠した対応を行うとともに、各関係者のプライバシーの保持に十分配慮しながら、業務上知り得た個人情報を紛失し、又は業務に必要な範疇を超えて他に漏らすことのないよう、万全の注意を払うこと。
- 2 本業務において制作した各種素材画像等の著作権は発注者に帰属するものとする。
- 3 受託者は、本業務を履行する上で、著作権、肖像権や個人情報を取り扱う場合は、関係法令等を遵守すること。
- 4 本仕様書に定める事項について疑義が生じた場合は、または本仕様書に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協議により決定するものとする。
- 5 本仕様書は、業務の概要を示すものであり、業務内容の詳細については、選定された事業者と協議会との協議により決定する。
- 6 協議会は、受託者が本仕様書に定める内容に反した場合には、業務委託料の一部もしくは全部を返還させることができるものとする。
- 7 全体の企画運営は、協議会と十分調整しながら行うこと。
- 8 関連する委託業務と連携の上、調査内容やスケジュールなどについて、十分調整を図ること。

世界農業遺産「大崎耕土」副読本作成業務 参考明細書

世界農業遺産「大崎耕土」副読本作成業務			
項 目	数量	単価	金 額
全体企画費			
編集費			
レイアウト・デザイン費			
イラスト・図表等作成費			
原稿料			
文章校正費			
印刷・製本費			
発送費			
進行管理費			
合計			